2023年11月16日更新

シアターKASSAI利用規約

第１条(本規約の目的)

●本規約は、「シアターKASSAI」(以下、当劇場という)の利用を「団体あるいは個人」(以下、主催者という)と、主催者の許可のもと当劇場に出入りする全ての方(以下、利用者と表記します)に許可する際の諸条件について定めています。主催者は本規約の尊守を条件として当劇場を利用できます。

●主催者・利用者は、契約成立をもって本利用規約に全て同意したものとみなし、これを厳守する義務が発生します。契約成立時から契約利用期間終了時において、主催者は利用者にこれを周知共有し、厳守させる責務を負うものとします。

●契約の及ぶ期間において、主催者に連絡が取れなくなった場合、当劇場は、利用者の代表と当劇場がみなす方を主催者代理とし契約者と同様の権利・責務を付与いたします。これに際し、主催者・利用者は一切の異議を述べないものとします。

※本規約は「シアターKASSAI」(以下、当劇場という)の利用を「団体あるいは個人」(以下、主催者という)

第２条(予約と申し込み手続き)

●当劇場の利用を希望される際は、本規約を了承し、所定の申し込み用紙(利用申込書)に必要事項を記入の上、お申し込みください。当劇場が利用申込書を受理した後、１週間以内に契約金をお支払い頂き、当劇場が着金を確認した時点で契約が完了となります(詳細は後述)。お振込みの際の手数料は、ご負担をお願いいたします。契約金のお支払いがない場合、劇場利用予約は取り消しとなります。

※当劇場がご案内のメールを送付していない時点でのお振込みは無効といたします。

【契約者・利用者の利用欠格事由】

主催者・利用者が以下の欠格事由に該当する場合には、お申込みに応じられません。

また、契約成立後に、以下の欠格事由に該当することが判明した場合、即時利用の差し止めをいたします。

その際に生じる、主催者・利用者の損害においては、当劇場は一切その責を負わず、利用料金の返済もいたしません。

① 暴力団、暴力団関係企業・団体、総会屋、過激行動団体、その他反社会勢力、もしくは、これらに準じる者(以下「暴力団等」と表記します)、又はその関係者である場合(第三者がその旨を認定した場合を含みます)

② 暴力団等、又はその関係者が事業活動を支配する法人、その他の団体である場合。

③ 役員(取締役、執行役又はこれらに準じる方)、従業員、関係者等が暴力団等の構成員、又はその関係者である場合。

④ 利用者が伝染病に罹患していると明らかに認められる場合。

第３条(利用時間及びサービス内容)

●利用者の契約する本サービスの範囲は、申込書記載の劇場利用期間の劇場スペース利用及び劇場設備利用です。見学等行い建物の構造や状態を契約前に必ずご確認ください。規約範囲外の要望は契約前に必ずご確認ください。

●利用時間は10:00から22:00とします。これには準備、片付け、清掃の時間も含まれます。22:00には完全に退出できるよう開演時間を調整してください。

利用時間 10:00～22:00	金額
5日間	506,000円
6日間	528,000円
7日間	550,000円

※別途、電気料金として1ステージ3,000円が必要です。

※利用延長料金は、5,000円/30分となります。

利用時間の著しい延長により、当劇場スタッフの終電時刻を過ぎた場合、タクシー代金をご負担いただきます。

第４条(利用料金と申込キャンセル)

●当劇場が利用申込書を受理した後、１週間以内に劇場利用料の20%を契約金としてお支払いください。

●劇場利用の初日から起算し、６ヶ月以内に利用料の30%を前金としてお支払いください。申し込みの時点で、既に利用開始までの期間が６ヶ月を切っている場合、申し込み日から20日以内に利用料の30%をお支払い頂きます。

●残りの50%と電気料金は、利用最終日の1日前までにお支払いください。

●契約成立後、利用者のご都合により契約を取り消される場合には、必ず当劇場所定の書面(契約取消申出書)を提出し、契約の取り消しをご通知ください。(電話や口頭での受付はいたしません)

●契約取消申出書には必ず公演に関する問い合わせ先（電話番号・メールアドレス）をご記載ください。

●キャンセルは、当方が契約取消申出書を受理した段階で成立します。

●契約の取り消しにはキャンセル料金をお支払い頂きます。キャンセル料金精算期日は書面提出より１週間以内です。

●キャンセル料金は、当劇場が契約取消の希望をいただいた時点から劇場利用初日までの日数で算出します。既納の予約金および劇場利用料金は、キャンセル料の一部、または全部に充当いたします。

●当方は、公演またはチケットに関するいかなるお問い合わせも対応いたしません。

主催者への連絡が一切取れない場合、主催者・利用者の氏名・住所・電話番号・メールアドレス等の個人情報を開示し事態の解決にあたる場合があります。

※契約利用期間の途中で利用者が退出する場合も、劇場費の割引・返金はいたしません。

利用初日までの日数	365日以内	240日以内	180日以内	120日以内	120日未満
契約キャンセル料金	利用料の20%	利用料の30%	利用料の50%	利用料の70%	利用料の全額

第５条(禁止事項および利用細則)

●当劇場を利用する権利は、締結された利用可能期間に限り、直接契約を結んだ主催者のみが行使できます。
いかなる場合も当劇場の許可なく第三者に利用権限を譲渡、転売する事はできません。

・当劇場の許可なく、利用期間・利用時間の延長は出来ません。

・利用者の持込まれた荷物や商品等が、利用可能期間最終日の決められた退出時間までに撤去されていない場合、当該荷物や商品等の所有権を放棄したものとみなし、これらを移動・廃棄いたします。

・利用者の退出に遅延が発生した場合は、原状復帰に要した時間・日数分のスペース利用料金を遅延損害金として主催者に請求いたします。その際、運搬・清掃に掛かる実費を併せてお支払いただくものとします。

●劇場利用開始日の10日前には、施設および備品の利用に関する打ち合わせを済ませてください。
その際に舞台美術、照明、音響の各仕込み図、搬入から搬出までのタイムテーブルを必ず提出してください。

●当劇場建物内は禁煙です。喫煙は、建物外の指定場所でのみ許可いたします。

●舞台上で本火・本水・火薬等の危険物利用を禁止します。当劇場建物内への危険物の持ち込みもできません。

●搬入・搬出の際は、大声や騒音を出さず、近隣の住宅や事業所に十分配慮して作業を行ってください。

●搬入・搬出の際の車両の停車位置は、必ず当劇場スタッフの指示に従ってください。

●来場者の整理、誘導は、近隣の住民や事業所、通行者および通行車両の迷惑とならないよう細心の注意を払ってこれを行ってください。また、その為に必要十分なスタッフの配置をお願いします。

●来場者が劇場付近に吸殻やゴミを廃棄した場合、主催者の責任として速やかにこれを清掃してください。

●劇場利用期間中に第三者から注意や苦情を受けたときには、速やかに善処し、必ず当劇場にも報告してください。
その際、当劇場スタッフからの指示がある場合には、これに従ってください。

●演出行為である場合を除いて、舞台、客席での飲食はできません。

●舞台監督および照明、音響の技術者は、プロ又はそれに準ずる経験を持つ方に依頼してください。
●機材の持ち込みは事前にご相談ください。安全性、その他の問題等で、当劇場が不適切と判断した場合には、お断りする事もあります。
●楽器の生演奏は事前にご相談ください。近隣とのトラブルが予想される場合はお断りする事もあります。
●主催者、主催者の関係者、または来場者が当劇場の施設・備品等に被害を及ぼした場合は、主催者の責任でこれを弁済していただきます。
●提出済みのタイムスケジュールに変更が生じる場合、主催者は速やかに当劇場に報告し、必ず了承を得てから変更してください。事前に了承のない追加ステージ・イベントについて、上演・販売活動を行うことは禁止します。
●主催者が当劇場内で行う活動について第三者からの問い合わせがある場合、主催者自身がこれに答えるものとし、当劇場はその責を負いません。
●劇場の利用期間中に発生したゴミは、所定の場所に出してください。廃棄に金銭が必要となる事業系廃棄物は、当劇場ではお取り扱いいたしません。すべてお持ち帰りください。

第６条(その他の禁止事項と利用差し止めの条件)

●以下に該当する事実があると判断した場合、当劇場は主催者に是正を求める権利を有します。
改善されない場合、契約後、もしくは公演期間中であっても当劇場の判断により利用の差し止めをいたします。
その際に生じる損害については、当劇場は一切その責を負わず、利用料金の返済もいたしません。

① 当劇場に対して暴力・脅迫・恐喝・威圧行為、またはそれを伴う要求や合理的範囲を超える負担を要求した場合。あるいは過去に同様の行為を行ったと認められる場合。
② 当劇場、もしくは第三者に対し、差別や不当な誹謗・中傷、名誉を毀損する行為や表現がある場合。
③ 申し込みの記述内容と異なる利用、または虚偽の記載が見つかった場合。
④ 公序良俗に反する行為や表現、ハラスメント行為、または法令に違反する行為や表現がある場合。
⑤ 利用に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められる場合。また、それに伴って関係諸官庁から中止命令が出された場合。
⑥ 当劇場が所在する地域の条例･規則の規定に違反することが認められる場合。
⑦ 当劇場の許可なく、第三者に利用権を譲渡した場合。
⑧ 近隣・当劇場の管理スタッフ、当劇場指定の業者に多大な迷惑を及ぼす行為・騒音等があった場合。または、それが発覚した際に当劇場の管理スタッフが行う注意・指示に従わなかった場合。
⑨ その他、本規約に対する違反がある場合。

【その他の禁止事項】

① 危険物、動物、及び常識を超えた備品の持ち込み、臭いの強いものの持ち込み。
② 当劇場に不利益を与える行為の一切（予約時間外の利用や備品の破損等）
③ その他法律で禁じられている行為。

【利用規約違反・物損などにおける損害賠償】

主催者・利用者が、当劇場の提示する利用規則に違反した形で、当劇場に帰属する建造物や付帯設備・備品などを利用、費消、破損または紛失する等(以下、「建造物等の破損等」と表記します)、
名目の如何を問わず、当劇場に損害が発生した場合、主催者が当該損害額(修理金額の実費、および建造物等の破損等が原因で利用が不可能となった場合、当劇場の逸失利益等一切を含む)を賠償するものとします。
この場合、当劇場からの請求金額全額を当劇場の請求に基づく支払日にお支払いただきます。

第７条(当劇場の免責事項)

●劇場（シアターKASSAI）の利用が継続的に不可能になった場合

原因の如何を問わず、当劇場は当該期間の劇場代の負担以上の一切の責を負わないこととします

※建物の構造や状態を契約前に必ずご確認ください。以下の事項に対し、当劇場は一切の責を負わないものとします。

・利用期間内の事故、怪我、盗難等。

・地震、台風、その他の自然災害に起因する被害。

・劇場における音漏れ・騒音の類。　それに伴うトラブル。

・主催者・来場者間のトラブル

・主催者・利用者が、当劇場の利用によって、当劇場や他の主催者・利用者、および第三者に対して与えた損害。
　および自損事故による損害。

・主催者・利用者が、利用規約、および注意事項に違反した際に発生する一切の損害。

以下の事項に対し、当劇場は対応可能な範囲内での修理・復旧に努める以外の責を負わないものとします。

・付帯設備などの故障が起こった場合。

・雨漏り、結露による水滴の落下。

・一時的な停電、またはその他のトラブルにより利用の一時的中断が起こった場合。
　もしくは継続的続行が困難な場合。

第８条(その他)

●当劇場に不利益を与える行為があったと認められ、かつ主催者への連絡が一切取れない場合、主催者・利用者の氏名・住所・電話番号・メールアドレス等の個人情報を開示し事態の解決にあたる場合があります。

●当劇場が本規約を見直す必要があると判断した場合、本規約を変更できるものとします。
　本規約を変更した際は主催者に変更内容を通知。当該変更内容の通知後、主催者は本規約の変更内容に同意し、利用者への通達の責務を果たすものとします。

【新型コロナウイルス感染症に関して】

・新型コロナウイルス感染リスクがあることを承諾した上で劇場契約を締結してください。

・世論や状況を十分に加味して劇場と感染症対策を講じてください。

・設営日や本番中に関わらず新型コロナウイルス感染症により劇場利用を中止・延期する場合、その際生じる、主催者・利用者の損害において当劇場は一切その責を負わず、利用料金の返済・減額はございません。

・公演中止・延期に関する主催者・利用者への問い合わせは劇場では対応いたしません。
また主催者への連絡が一切取れない場合、主催者・利用者の氏名・住所・電話番号・メールアドレス等の個人情報を開示し事態の解決にあたる場合があります。